



(解除等)

第8条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 受注者がこの契約に違反したとき。
- (2) 受注者の業務委託(事業)の処理が不相当と発注者が認めたととき。
- (3) 受注者がこの契約を履行することができないと発注者が認めたととき。
- (4) 受注者が業務委託の実施又は結果の不完全により、発注者又は第三者に損害を与えたとき。

ただし、不可抗力等受注者の責めに帰すことのできない特別の事由による場合は、この限りではない。

2 第1項の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者は、発注者にその損失の補填を請求することができない。

(契約の費用)

第9条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(違約金)

第10条 発注者は、第8条第1項の規定によりこの契約を解除したときは、委託料の100分の5に相当する金額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を違約金として受注者から徴収する。

(損害賠償)

第11条 発注者は、第8条第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金又は契約保証金(契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値)若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償金として受注者から徴収する。

(予算の減額又は削除に伴う解除等)

第12条 この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更又は解除することができる。

2 前項の場合は、この契約を変更又は解除しようとする会計年度開始日の2月前までに、受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(疑義等の決定)

第13条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、発注者受注者両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 6年 月 日

発注者 青森県東津軽郡蓬田村大字蓬田字汐越1番地3

蓬田村長 久 慈 修 一

受注者